

兵庫県多面的機能発揮推進協議会規約

平成27年3月23日制定

平成28年3月11日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、兵庫県多面的機能発揮推進協議会（以下、「推進協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 推進協議会は、事務所を神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号（兵庫県土地改良会館内）に置く。

(目的)

第3条 推進協議会は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら多面的機能確保する活動の推進、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施の推進等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、必要に応じて、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 多面的機能支払推進交付金に関すること。
- 二 中山間地域等直接支払推進交付金に関すること。
- 三 環境保全型農業直接支払推進交付金に関すること。
- 四 その他推進協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 推進協議会は、前項各号に関する事務の一部を兵庫県土地改良事業団体連合会に委託して実施する。

第2章 会員等

(推進協議会の会員)

第5条 推進協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 兵庫県
- 二 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第3項に定める多面的機能発揮促進事業のいずれかに取り組んでいる、あるいは、取り組もうとする農業者団体等が存する兵庫県内の市町
- 三 兵庫県土地改良事業団体連合会
- 四 兵庫県農業協同組合中央会

2 前項第二号に該当しなくなった会員市町は、第13条第1項の総会の議決を得て、退会することができる。

(届出)

第6条 推進協議会設立後に前条第1項第二号に該当し、会員となる市町は、予め推進協議会にその旨を届け出なければならない。

2 会員は、その名称及び所在地に変更があったときは、遅滞なく推進協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 推進協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 監事 2名
- 2 会長、副会長には、それぞれ兵庫県土地改良事業団体連合会の会長職、兵庫県の農政環境部長職をもって充てる。
- 3 監事は、次の各号により選任する。
- 一 兵庫県農業協同組合中央会の専務理事職をもって充てる。
 - 二 第5条第1項第二号の会員市町の多面的機能発揮推進事業担当部長等から1名を総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、推進組織を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 推進協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(監事の任期)

第9条 第7条第3項第二号の監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 推進協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、推進協議会は、その総会開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 推進協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が務める。

- 3 通常総会は、毎年度開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

- 第14条** 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

- 第15条** 総会は、会員現在数の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1票の議決権を有する。
 - 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
 - 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
 - 6 会長が総会の審議事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(総会の権能)

- 第16条** 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
 - 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。
 - 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。
 - 四 事業の実施に関すること。
 - 五 その他推進協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

- 第17条** 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。
- 一 推進協議会規約の変更
 - 二 推進協議会の解散
 - 三 会員の除名
 - 四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

- 第18条** 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面により又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開会までに推進協議会に到達しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人の場合、当該会員又は代理人は、総会の開会までに代理権を証する書面を推進協議会に提出しなければならない。
 - 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 推進協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事は職指定とし、次の各号に掲げるものをもって充てる。

一 兵庫県の多面的機能発揮促進事業担当課室長等

二 第5条第1項第二号の会員市町の多面的機能発揮促進事業担当課長等から兵庫県の各農林（水産）振興事務所管内毎に1名

三 兵庫県土地改良事業団体連合会の事務局長

四 兵庫県農業協同組合中央会の営農振興部長

3 幹事長は、前項第三号の兵庫県土地改良事業団体連合会の事務局長が務める。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

5 第2項第二号に定める幹事は、総会の承認を得て会長が任免し、任期は、任命後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

6 幹事会の下に、第4条第1項各号の事業の実施に係る調整その他会長が特に必要と認める事項を執行するため、部会を置くことができる。部会の構成員その他執行事項等は、幹事会で決定する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

一 総会に付議すべき事項に関すること。

二 総会の議決した事項の執行に関すること。

三 その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

2 幹事会において、前項第一号にあっては総会開催までに、第二号及び第三号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局

(事務局の設置)

第22条 総会の決定に基づき推進協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 推進協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長及び必要に応じて職員を置く。

3 事務局長は、兵庫県土地改良事業団体連合会の事務局長をもって充てる。

(業務の執行)

第23条 推進協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

一 事務処理規程

二 会計処理規程

- 三 文書取扱規程
- 四 公印取扱規程
- 五 内部監査実施規程
- 六 その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 推進協議会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 推進協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 推進協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 推進協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 多面的機能支払推進交付金
- 二 中山間地域等直接支払推進交付金
- 三 環境保全型農業直接支払推進交付金
- 四 その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 推進協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 推進協議会の事務に要する経費は、第 26 条の資金をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第 29 条 推進協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 30 条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
 - 二 収支計算書
 - 三 正味財産増減計算書
 - 四 貸借対照表
 - 五 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第 31 条 会長は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 27 年 4 月 1 日付け 26 農振第 2155 号。以下「要綱」という。）その他の規定の定めるところにより次の各号に掲げる書類を兵庫県知事に提出しなければならない。

- 一 当該年度の年度事業報告書及び次年度の事業計画書
- 二 当該年度の正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

第 8 章 解散及び残余財産の処分

(事業終了後及び推進協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 32 条 第 4 条第 1 項各号の事業が終了した場合及び推進協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、第 26 条第 1 項第 1 号から第 3 号の各交付金相当額及びその運用益にあっては、兵庫県に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て推進協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑則

(細則)

第 33 条 要綱その他この規約に定めるもののほか、推進協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 28 年 3 月 11 日から施行する。
- 2 推進協議会の設立初年度の役員を選出については、第 7 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年度に関する通常総会の終結のときまでとする。
- 3 推進協議会の設立初年度の事務局長の任免については、第 22 条第 3 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 推進協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算の議決については、第 29 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 5 推進協議会の設立初年度の会計年度については、第 25 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 6 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 261 号農林水産事務次官依命通知）及び農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2342 号農林水産事務次官依命通知）並びに要綱に基づき平成 26 年度までに地域協議会が実施した事業について、地域協議会が有していた補助事業者としての責務は、推進協議会が継承するものとする。